

平成28年6月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

石油ふろがまに関する事故について

(詳細は次頁以降参照)

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うち石油ふろがま1件) | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち運動器具(チューブを使用した運動器具)1件、
電子レンジ1件) | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うち電動立ち乗り二輪車1件、空気清浄機(加湿機能付)1件、
扇風機1件、サーモスタット1件) | 4件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し | |

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201500511を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまについて（管理番号A201600112）

①事象について

株式会社長府製作所（法人番号：8250001005924）が製造した石油ふろがまを使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、修理・点検時における点検用コネクタの戻し忘れにより空だき事故が発生する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）7月27日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、同月28日に新聞社告を掲載し、点検用コネクタが付属されている全ての製品について、無償点検による点検用コネクタの回収を実施しています。

また、他の対象製品と電気回路や熱交換器の構造等が一部異なる2機種（CK-11及びCK-11S）については、空だき防止回路が不安定となることにより空だき防止装置の作動頻度が多くなり、修理・点検の回数も増え、点検用コネクタの戻し忘れの可能性が高くなることから、安定的な作動を確保するため基板を交換する改修も実施しています。

同社は、無償点検と点検用コネクタの回収等を促進するため、2009年（平成21年）10月から2010年（平成22年）3月までテレビCM放映により、また、継続的に、販売店、サービス店を通じ、同社製品全般の修理・点検時に対象製品があった場合には、点検用コネクタの戻し忘れがないかの確認と回収等を徹底するとともに、ポスター掲示、店頭チラシ配布、新聞折込みチラシ等により、対象製品の使用者に対し呼び掛けを行っています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号A201600112）が上記の事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：品目、機種・型式、対象製造期間、対象台数

品目	機種・型式	対象製造期間	対象台数
石油ふろがま	JK、JK2、JK-N ※ (ハナ-型式：BM-71K、BM-71KT) (セット型式：JPK、JPS-T、JPK-N)	1984年7月 ～1991年9月	243,420
	JPS-T3、JPK-N3 (ハナ-型式：BM-73K) (ハナ-製造番号 000001～238930、 500002～588761が対象)	1991年8月 ～2001年9月	257,603
	CK-8、CK-8E	1985年1月 ～1992年5月	23,815
	CK-9、CK-9E	1985年11月 ～1987年7月	3,840
	CK-10、CK-10S (製造番号 000001～040080が対象)	1986年12月 ～2001年9月	54,181
	CK-11、CK-11S	1987年4月 ～1999年10月	111,085
	小計		693,944

追いだき付石 油給湯器	JIB-T	1984年11月 ～1988年1月	3,150
	JIB-2T	1984年10月 ～1988年7月	9,093
	JIB-4	1983年4月 ～1984年8月	4,323
	JIB-5、JIB-5E、JIB-5S、JIB-5SE	1983年11月 ～1986年7月	12,990
	JIB-6N、JIB-6NE、JIB-6NEG、 JIB-6NS、JIB-6NSG、JIB-6EA、 JIB-6EAG、JIB-6SA、JIB-6SAG	1986年3月 ～1988年4月	30,333
	JIB-7EG、JIB-7S、JIB-7SAG、 JIB-7SG	1987年12月 ～1991年12月	39,134
	小計		99,023
合計		792,967	

(注) ※印の型式については、機器本体に表示がされており、別途、バーナー部には、バーナー型式名、取扱説明書には、セット型式が表示されています。

2007年（平成19年）7月27日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：34.4%（2016年5月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号A201600112）発生以前の、同社が製造した当該製品における2010年度以降のリコール対象の内容による事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2016年度	0	—	2012年度	5	火災
2015年度	3	火災	2011年度	7	火災
2014年度	5	火災	2010年度	1	火災
2013年度	3	火災			

<対象製品の外観及び確認方法>

《型式表示場所》 ※ 図は一例ですが、本体正面または側面に型式名の表示があります。



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検・改修を受けていない方は、浴槽に水があることを確認して使用していただくとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社長府製作所

電話番号：0120-911-870

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.chofu.co.jp/support/important/20070727.html>

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担当：木原、平野、清重
電話：03-3507-9204 (直通)
FAX：03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担当：下出、鈴木、植杉
電話：03-3501-1707 (直通)
FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201600112	平成28年5月29日	平成28年6月9日	石油ふろがま	CK-11S	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	和歌山県	製造から15年以上経過した製品 平成28年6月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成19年7月27日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:34.4%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500511	平成27年9月26日	平成27年11月18日	運動器具(チューブを使用した運動器具)	TES-4015PU	株式会社カインズ(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品のチューブが破断し、左目を負傷した。 調査の結果、当該製品に製造過程又は梱包段階からあった座屈部分にオゾン劣化による亀裂が発生し、使用時に亀裂部分が起点となって破断したものと推定される。	京都府	平成27年11月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201600113	平成28年5月28日	平成28年6月9日	電子レンジ	NE-JS25	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600114	平成28年5月27日	平成28年6月9日	電動立ち乗り二輪車	火災	当該製品を充電中、建物1棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	平成28年6月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201600115	平成28年5月4日	平成28年6月9日	空気清浄機(加湿機能付)	火災	当該製品を使用中、建物1棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年5月31日
A201600116	平成28年5月26日	平成28年6月10日	扇風機	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	平成28年6月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201600117	平成28年4月30日	平成28年6月10日	サーモスタット	火災	当該製品を水槽用ヒータに接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年5月31日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

運動器具（チューブを使用した運動器具）（管理番号：A201500511）



電子レンジ（管理番号：A201600113）

